

第 31 号

訴え提起前の和解について

一般県道内牧坂梨線改良工事に伴う事業用地（以下「本件土地」という。）に係る建物等収去土地明渡請求について、次のように訴え提起前の和解をすることとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

申立人 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

相手方 阿蘇市一の宮町坂梨1030番地1

株式会社江藤和牛ブリーダーズ

代表取締役 江藤亮二

2 事件名 建物等収去土地明渡請求和解申立事件

3 事件の内容

相手方は、建物等移転契約に基づく本件土地に存する建物等を移転させる債務を履行していないが、令和5年2月28日までの履行を確約するもので、訴え提起前の和解が成立する見込みがついたため、阿蘇簡易裁判所の和解勧告を求めるものである。

4 和解の趣旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、令和2年4月6日付けの建物等移転契約に基づく建物等を移転させる債務の履行義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、令和5年2月28日までに、本件土地に存する建物等を収去し、本件土地を明け渡す。
- (3) 和解費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

一般県道内牧坂梨線改良工事に伴う事業用地に係る建物等収去土地明渡請求について、訴え提起前の和解をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。